

税関関係法令に係る行政手続における情報通信の技術の利用に関する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

税関関係法令に係る行政手続における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）

税関関係法令に係る行政手続における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）

別表（第三条、第七条関係）

別表（第三条、第七条関係）

番号	申請等	番号	申請等
一	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一条の三第一項に規定する延長に係る書面の提出	一	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一条の三第一項に規定する延長に係る書面の提出
二	関税法第二条の三第三項及び第四項に規定する延長に係る書面の提出	二	関税法第二条の三第三項及び第四項に規定する延長に係る書面の提出
三	関税法第七条第一項の規定による申告（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）	三	関税法第七条第一項の規定による申告（ <u>口頭によるものを除くもの</u> と輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
四	関税法第七条第三項の規定による教示の求め	四	関税法第七条第三項の規定による教示の求め
五	関税法第七条の二第六項の規定による承認の申請	五	関税法第七条の二第六項の規定による承認の申請
六	関税法第七条の六第一項の規定による指定貨物の指定の申請	六	関税法第七条の六第一項の規定による指定貨物の指定の申請
七	関税法第七条の七第一項の規定による届出	七	関税法第七条の七第一項の規定による届出
八	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。）第四条第一項の規定による承認の申請	八	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。）第四条第一項の規定による承認の申請
九	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法	九	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法

	第四条第二項の規定による承認の申請
一	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第五条第一項の規定による承認の申請
一一	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第五条第二項の規定による承認の申請
一二	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第五条第三項の規定による承認の申請
一三	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第七条第一項の規定による届出
一四	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第七条第二項の規定による届出
一五	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第九条において読み替えて準用する電子帳簿保存法第七条第一項の規定による届出
一六	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第九条において読み替えて準用する電子帳簿保存法第七条第二項の規定による届出
一七	関税法第七条の十の規定による届出
一八	関税法第七条の十三において準用する同法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
一九	関税法第七条の十五第一項の規定による更正の請求
二一	関税法第九条の二第一項の規定による申請書の提出
二二	関税法第九条の二第二項の規定による申請書の提出
二三	関税法第十二条第六項の規定による延滞税の免除に係る確認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十九条の規定による課税物品に係る内国消費税の税目及び申請の理由その他参考となるべき事項の付記を含む。）

	第四条第二項の規定による承認の申請
一	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第五条第一項の規定による承認の申請
一一	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第五条第二項の規定による承認の申請
一二	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第五条第三項の規定による承認の申請
一三	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第七条第一項の規定による届出
一四	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第七条第二項の規定による届出
一五	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第九条において読み替えて準用する電子帳簿保存法第七条第一項の規定による届出
一六	関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する電子帳簿保存法第九条において読み替えて準用する電子帳簿保存法第七条第二項の規定による届出
一七	関税法第七条の十の規定による届出
一八	関税法第七条の十三において準用する同法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
一九	関税法第七条の十五第一項の規定による更正の請求
二一	関税法第十二条第六項の規定による延滞税の免除に係る確認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十九条の規定による課税物品に係る内国消費税の税目及び申請の理由その他参考となるべき事項の付記を含む。）

三三	関税法第十五条第三項の規定による外国貿易機の旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出
二四	関税法第十六条第一項の規定による承認の申請（航空運送貨物に係るものに限る。）
二五	関税法第十六条第二項の規定による書類の呈示
二六	関税法第二十条第二項の規定による届出（警察官に対するものを除く。）
二七	関税法第二十条第三項において準用する同条第二項の規定による届出（警察官に対するものを除く。）
二八	関税法第二十一条の規定による届出（船用品又は機用品その他これに類するものに係るものに限るものとし、警察官に対するものを除く。）
二九	関税法第二十二条の規定による届出
三〇	関税法第二十三条第一項の規定による申告（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十五条の二第一項の規定による酒類等の数量及び価額等の付記を含む。）
三一	関税法第二十三条第二項の規定による申告（租税特別措置法施行令第四十五条の二第一項の規定による酒類等の数量及び価額等の付記を含むものとし、税関に対するものに限る。）
三二	関税法第二十三条第四項後段の規定による延長の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
三三	関税法第二十三条第六項ただし書に規定する戻入れ若しくは亡失の届出又は同項ただし書の規定による減却の承認の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条第三項の規定による

二二	関税法第十五条第三項の規定による外国貿易機の旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出
二二	関税法第十六条第一項の規定による承認の申請（航空運送貨物に係るものに限る。）
二三	関税法第十六条第二項の規定による書類の呈示
二四	関税法第二十条第二項の規定による届出（警察官に対するものを除く。）
二五	関税法第二十条第三項において準用する同条第二項の規定による届出（警察官に対するものを除く。）
二六	関税法第二十一条の規定による届出（船用品又は機用品その他これに類するものに係るものに限るものとし、警察官に対するものを除く。）
二七	関税法第二十二条の規定による届出
二八	関税法第二十三条第一項の規定による申告（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十五条の二第一項の規定による酒類等の数量及び価額等の付記を含む。）
二九	関税法第二十三条第二項の規定による申告（租税特別措置法施行令第四十五条の二第一項の規定による酒類等の数量及び価額等の付記を含むものとし、税関に対するものに限る。）
三〇	関税法第二十三条第四項後段の規定による延長の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
三一	関税法第二十三条第六項ただし書に規定する戻入れ若しくは亡失の届出又は同項ただし書の規定による減却の承認の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条第三項の規定による

三四	課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 関税法第二十四条第一項及び第四項の規定による許可の申請 (口頭に よるものを除く。)
三五	関税法第二十四条第二項の規定による許可の申請 (口頭によるものを 除く。)
三六	関税法第二十五条の規定による届出
三七	関税法第三十二条の規定による許可の申請 (航空運送貨物に係るもの に限るものとし、口頭によるものを除く。)
三八	関税法第三十四条の規定による届出
三九	関税法第三十六条第一項において読み替えて準用する同法第三十二条 の規定による許可の申請 (航空運送貨物に係るものに限るものとし、 口頭によるものを除く。)
四〇	関税法第三十六条第一項において読み替えて準用する同法第三十四条 の規定による届出
四一	関税法第三十六条第一項において読み替えて準用する同法第四十五条 第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による 減却の承認の申請
四二	関税法第三十八条第一項ただし書の規定による承認の申請
四三	関税法第四十条第二項の規定による許可の申請 (航空運送貨物に係る ものに限る。)
四四	関税法第四十一条の二において読み替えて準用する同法第四十五条第 一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による減 却の承認の申請
四五	関税法第四十二条第一項の規定による許可の申請
四六	関税法第四十二条第二項ただし書の規定による許可の更新の申請
四七	関税法第四十三条の二第二項の規定による期間延長の申請
四八	関税法第四十三条の三第一項の規定による延長期間の指定の申請

三二	課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) 関税法第二十四条第一項及び第四項の規定による許可の申請 (口頭に よるものを除く。)
三三	関税法第二十四条第二項の規定による許可の申請 (口頭によるものを 除く。)
三四	関税法第二十五条の規定による届出
三五	関税法第三十二条の規定による許可の申請 (航空運送貨物に係るもの に限るものとし、口頭によるものを除く。)
三六	関税法第三十六条第一項において読み替えて準用する同法第三十二条 の規定による許可の申請 (航空運送貨物に係るものに限るものとし、 口頭によるものを除く。)
三七	関税法第三十六条第一項において読み替えて準用する同法第四十五条 第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による 減却の承認の申請
三八	関税法第三十八条第一項ただし書の規定による承認の申請
三九	関税法第四十条第二項の規定による許可の申請 (航空運送貨物に係る ものに限る。)
四〇	関税法第四十一条の二において読み替えて準用する同法第四十五条第 一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による減 却の承認の申請
四一	関税法第四十二条第一項の規定による許可の申請
四二	関税法第四十二条第二項ただし書の規定による許可の更新の申請
四三	関税法第四十三条の二第二項の規定による期間延長の申請
四四	関税法第四十三条の三第一項の規定による延長期間の指定の申請

四九	関税法第四十四条第一項の規定による届出
五〇	関税法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
五一	関税法第四十六条の規定による届出
五二	関税法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
五三	関税法第四十九条において準用する同法第四十条第二項の規定による許可の申請（航空運送貨物に係るものに限る。）
五四	関税法第五十六条第一項の規定による許可の申請
五五	関税法第五十八条の規定による届出（口頭によるものを除く。）
五六	関税法第五十九条第二項の規定による承認の申請
五七	関税法第六十一条第一項の規定による許可の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
五八	関税法第六十一条の二第二項の規定による報告
五九	関税法第六十二条において準用する同法第四十二条第二項ただし書の規定による許可の更新の申請
六〇	関税法第六十二条において準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間延長の申請
六一	関税法第六十二条において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出
六二	関税法第六十二条において準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
六三	関税法第六十二条において準用する同法第四十六条の規定による届出
六四	関税法第六十二条において準用する同法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
六五	関税法第六十二条の二第二項の規定による許可の申請
六六	関税法第六十二条の四第一項の規定による報告

四九	関税法第四十四条第一項の規定による届出
五〇	関税法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
五一	関税法第四十六条の規定による届出
五二	関税法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
五三	関税法第四十九条において準用する同法第四十条第二項の規定による許可の申請（航空運送貨物に係るものに限る。）
五四	関税法第五十六条第一項の規定による許可の申請
五五	関税法第五十八条の規定による届出（口頭によるものを除く。）
五六	関税法第五十九条第二項の規定による承認の申請
五七	関税法第六十一条第一項の規定による許可の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
五八	関税法第六十一条の二第二項の規定による報告
五九	関税法第六十二条において準用する同法第四十二条第二項ただし書の規定による許可の更新の申請
六〇	関税法第六十二条において準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間延長の申請
六一	関税法第六十二条において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出
六二	関税法第六十二条において準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
六三	関税法第六十二条において準用する同法第四十六条の規定による届出
六四	関税法第六十二条において準用する同法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
六五	関税法第六十二条の二第二項の規定による許可の申請
六六	関税法第六十二条の四第一項の規定による報告

六七	関税法第六十二条の五の規定による許可の申請
六八	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出
六九	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による承認の申請
七〇	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十六条の規定による届出
七一	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
七二	関税法第六十二条の八第一項の規定による許可の申請
七三	関税法第六十二条の十一の規定による届出
七四	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第四十二条第二項ただし書の規定による許可の更新の申請
七五	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間延長の申請
七六	関税法第六十二条の十五において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出
七七	関税法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
七八	関税法第六十二条の十五において準用する同法第四十六条の規定による届出
七九	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第四十八条の二第四項の規定による承認の申請
八〇	関税法第六十二条の十五において準用する同法第五十九条第二項の規定による承認の申請
八一	関税法第六十二条の十五において準用する同法第六十一条第一項の規定による承認の申請

六三	関税法第六十二条の五の規定による許可の申請
六四	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出
六五	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による承認の申請
六六	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十六条の規定による届出
六七	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
六八	関税法第六十二条の八第一項の規定による許可の申請
六九	関税法第六十二条の十一の規定による届出
七〇	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第四十二条第二項ただし書の規定による許可の更新の申請
七一	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間延長の申請
七二	関税法第六十二条の十五において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出
七三	関税法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
七四	関税法第六十二条の十五において準用する同法第四十六条の規定による届出
七五	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第四十八条の二第四項の規定による承認の申請
七六	関税法第六十二条の十五において準用する同法第五十九条第二項の規定による承認の申請
七七	関税法第六十二条の十五において準用する同法第六十一条第一項の規定による承認の申請

八二	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第六十一条の二第二項の規定による報告
八三	関税法第六十二条の十五において準用する同法第六十二条の五の規定による許可の申請
八四	関税法第六十三条第一項の規定による申告（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含むものとし、仮陸揚貨物のうち、船用品等の運送に係るものに限る。）
八五	関税法第六十三条第四項の規定による期間延長の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
八六	関税法第六十四条第一項の規定による承認の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含むものとし、税関に対するものに限る。）
八七	関税法第六十四条第二項において準用する同法第六十三条第四項後段の規定による延長の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
八八	関税法第六十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出
八九	関税法第六十五条第一項ただし書の規定による承認の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
九〇	関税法第六十六条第一項の規定による申告（航空運送貨物に係るもの
七八	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第六十一条の二第二項の規定による報告
七九	関税法第六十二条の十五において準用する同法第六十二条の五の規定による許可の申請
八〇	関税法第六十三条第一項の規定による申告（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含むものとし、仮陸揚貨物のうち、船用品等の運送に係るものに限る。）
八一	関税法第六十四条第一項の規定による承認の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含むものとし、税関に対するものに限る。）
八二	関税法第六十四条第二項において準用する同法第六十三条第四項後段の規定による延長の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
八三	関税法第六十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出
八四	関税法第六十五条第一項ただし書の規定による承認の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
八五	関税法第六十六条第一項の規定による申告（航空運送貨物に係るもの

九一	関税法第六十七条の規定による申告（旅客及び乗組員の別送品並びに託送品（船舶の旅客及び乗組員による輸出に係るものを除く。）に係るもの並びに口頭によるものを除く。）に限る。）
九二	関税法第六十八条第二項（同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による課税標準の決定のため必要な書類の提出
九三	関税法第七十五条において準用する同法第六十七条の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十二条の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
九四	関税法第七十七条第六項の規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第五条の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）
九五	関税法第一百一条第三項の規定による手数料免除の申請
九六	関税法第一百一条第一項に規定する閲覧の申請
九七	関税法第一百一条の二各項の規定による手数料の還付、軽減又は免除の書類の提出
九八	関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第二条第三項の規定による承認の申請
九九	関税法施行令第四条第三項の規定による包括申告書の提出
一〇〇	関税法施行令第四条第五項の規定による届出
一一	関税法施行令第四条の二第四項において準用する同令第四条第三項の規定による包括申告書の提出
一二	関税法施行令第四条の二第四項において準用する同令第四条第五項の規定による届出
一三	関税法施行令第四条の五第四項の規定による届出
一四	関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請

八六	関税法第六十七条の規定による申告（船舶、航空機の乗務員及び旅客の別送品並びに託送品に係るもの（ただし、船舶の乗組員及び旅客の輸出に係るものを除く。）、不用・残存船（機）用品等輸入・取卸に係るもの及び口頭によるものを除く。）に限る。）
八七	関税法第六十八条第二項（同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による課税標準の決定のため必要な書類の提出
八八	関税法第七十五条において準用する同法第六十七条の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十二条の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
八九	関税法第七十七条第六項の規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第五条の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）
九〇	関税法第一百一条第三項の規定による手数料免除の申請
九一	関税法第一百一条第一項に規定する閲覧の申請
九二	関税法第一百一条の二各項の規定による手数料の還付、軽減又は免除の書類の提出
九三	関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第二条第三項の規定による承認の申請
九四	関税法施行令第四条第三項の規定による包括申告書の提出
九五	関税法施行令第四条第五項の規定による届出
九六	関税法施行令第四条の二第四項において準用する同令第四条第三項の規定による包括申告書の提出
九七	関税法施行令第四条の二第四項において準用する同令第四条第五項の規定による届出
九八	関税法施行令第四条の五第四項の規定による届出
九九	関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請

一一五	関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出
一一六	関税法施行令第十条第一項の規定による書面の提出
一一七	関税法施行令第十二条第二項の規定による陳述書の提出
一一八	関税法施行令第二十一条の六の規定による帳簿の写しの提出
一一九	関税法施行令第二十二条の二第四項の規定による変更の届出
一二一	関税法施行令第二十九条の三の規定による派出の申請
一二二	関税法施行令第三十九条第二項の規定による届出
一二三	関税法施行令第四十九条第三項の規定による変更の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一二四	関税法施行令第五十一条において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
一二五	関税法施行令第五十一条の六第二項において準用する同令第四十九条第三項の規定による変更の申請
一二六	関税法施行令第五十一条の八において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
一二七	関税法施行令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
一二八	関税法施行令第五十一条の十五において読み替えて準用する同令第四十九条第三項の規定による変更の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一二九	関税法施行令第五十一条の十五において準用する同令第五十一条の六第二項において準用する同令第四十九条第三項の規定による変更の申請
一二九	関税法施行令第七十八条第一項の規定による見積書の提出

一一一	関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出
一一二	関税法施行令第十条第一項の規定による書面の提出
一一三	関税法施行令第十二条第二項の規定による陳述書の提出
一一四	関税法施行令第二十一条の六の規定による帳簿の写しの提出
一一五	関税法施行令第二十二条の二第四項の規定による変更の届出
一一六	関税法施行令第二十九条の三の規定による派出の申請
一一七	関税法施行令第三十九条第二項の規定による届出
一一八	関税法施行令第四十九条第三項の規定による変更の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一一九	関税法施行令第五十一条において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
一二一	関税法施行令第五十一条の六第二項において準用する同令第四十九条第三項の規定による変更の申請
一二二	関税法施行令第五十一条の八において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
一二三	関税法施行令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
一二四	関税法施行令第五十一条の十五において読み替えて準用する同令第四十九条第三項の規定による変更の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一二五	関税法施行令第五十一条の十五において準用する同令第五十一条の六第二項において準用する同令第四十九条第三項の規定による変更の申請
一二九	関税法施行令第七十八条第一項の規定による見積書の提出

一一一	関税法施行令第八十一条において準用する同令第七十八条第一項の規定による見積書の提出
一一二	関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第六条の規定による承認の申請
一一三	税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）第十四条第二項の規定による還付の請求
一一四	関税法（明治四十三年法律第五十四号）第三条の三第一項ただし書の規定による申し出（郵便物に限る。）
一一五	関税法第七十九条の規定による還付の請求
一一六	関税法第十条第二項、第三項及び第四項の規定による払戻し、減額又は控除の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十八条第三項（同令第十九条の二第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による還付の金額及び計算の基礎の付記を含む。）
一一七	関税法第十一条の規定による期間延長の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の四第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一一八	関税法第十三条第一項の規定による承認の申請
一一九	関税法第十三条第四項の規定による承認の申請
一二〇	関税法第十三条第六項ただし書の規定による承認の申請
一二一	関税法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請
一二二	関税法第十五条第二項ただし書の規定による関税の軽減の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一二三	関税法第十六条第二項ただし書の規定による関税の軽減の申請（

一一五	関税法施行令第八十一条において準用する同令第七十八条第一項の規定による見積書の提出
一一六	関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第六条の規定による承認の申請
一一七	税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）第十四条第二項の規定による還付の請求
一一八	関税法（明治四十三年法律第五十四号）第三条の三第一項ただし書の規定による申し出（郵便物に限る。）
一一九	関税法第七十九条の規定による還付の請求
一二〇	関税法第八条第三十二項の規定による還付の請求
一二一	関税法第十条第二項、第三項及び第四項の規定による払戻し、減額又は控除の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十八条第三項（同令第十九条の二第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による還付の金額及び計算の基礎の付記を含む。）
一二二	関税法第十一条の規定による期間延長の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の四第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一二三	関税法第十三条第一項の規定による承認の申請
一二四	関税法第十三条第四項の規定による承認の申請
一二五	関税法第十三条第六項ただし書の規定による承認の申請
一二六	関税法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請
一二七	関税法第十五条第二項ただし書の規定による関税の軽減の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一二八	関税法第十六条第二項ただし書の規定による関税の軽減の申請（

	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
一三四	関税法第十七条第一項の規定による期間延長の承認の申請
一三五	関税法第十七条第五項において読み替えて準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十四条第一項及び第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
一三六	関税法第十八条第三項において準用する同法第十七条第五項において読み替えて準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の五の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
一三七	関税法第十九条第一項、第五項及び第六項の規定による関税の払戻し、減額又は控除の申請
一三八	関税法第十九条第一項の規定による承認の申請
一三九	関税法第十九条第二項において準用する同法第十三条第四項の規定による承認の申請
一四〇	関税法第十九条第二項において準用する同法第十三条第六項ただし書の規定による承認の申請
一四一	関税法第十九条第四項において準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
一四二	関税法第十九条の二第二項から第四項までの規定による承認の申請(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十三条第一項(同令第二十三条の三第一項及び第二項において準用する場合を含む。)(の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。))

	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
一二九	関税法第十七条第一項の規定による期間延長の承認の申請
一三〇	関税法第十七条第五項において読み替えて準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十四条第一項及び第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
一三一	関税法第十八条第三項において準用する同法第十七条第五項において読み替えて準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の五の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
一三二	関税法第十九条第一項、第五項及び第六項の規定による関税の払戻し、減額又は控除の申請
一三三	関税法第十九条第一項の規定による承認の申請
一三四	関税法第十九条第二項において準用する同法第十三条第四項の規定による承認の申請
一三五	関税法第十九条第二項において準用する同法第十三条第六項ただし書の規定による承認の申請
一三六	関税法第十九条第四項において準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
一三七	関税法第十九条の二第二項から第四項までの規定による承認の申請(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十三条第一項(同令第二十三条の三第一項及び第二項において準用する場合を含む。)(の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。))

一四三	関税法第十九条の二第五項において準用する関税法第五十八条の規定による届出
一四四	関税法第十九条の三第一項の規定による期間延長の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十六条の五の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四五	関税法第二十條第一項の規定による期間延長の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十八条の二の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四六	関税法第二十條第二項、第三項及び第五項の規定による廃棄の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十七条第二項（同令第二十八条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四七	関税法第二十條第二項、第三項及び第五項の規定による払戻し等の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十七条第二項（同令第二十八条の三第一項及び第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四八	関税法第二十條の二第二項ただし書の規定による承認の申請
一四九	関税法第二十條の二第三項において準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請
一五〇	関税法第二十條の三第一項の規定による確認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十六条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一五一	関税法第二十一条の二第一項の規定による申立書の提出

一三八	関税法第十九条の二第五項において準用する関税法第五十八条の規定による届出
一三九	関税法第十九条の三第一項の規定による期間延長の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十六条の五の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四〇	関税法第二十條第一項の規定による期間延長の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十八条の二の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四一	関税法第二十條第二項、第三項及び第五項の規定による廃棄の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十七条第二項（同令第二十八条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四二	関税法第二十條第二項、第三項及び第五項の規定による払戻し等の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十七条第二項（同令第二十八条の三第一項及び第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四三	関税法第二十條の二第二項ただし書の規定による承認の申請
一四四	関税法第二十條の二第三項において準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請
一四五	関税法第二十條の三第一項の規定による確認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十六条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四六	関税法第二十一条の二第一項の規定による申立書の提出

一五二	関税法第二十一条の二第四項の規定による点検の申請
一五三	関税法第二十一条の三第五項の規定による届出書の提出
一五四	関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)第三条第三項の規定による申請(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十七条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。)
一五五	関税法施行令第三条の二第一項の規定による届出(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。)
一五六	関税法施行令第三条の三において読み替えて準用する同令第三条の二第一項の規定による届出(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の二第一項において読み替えて準用する第十八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。)
一五七	関税法施行令第三条の四において読み替えて準用する同令第三条の二第一項の規定による届出(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の二第二項において読み替えて準用する第十八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。)
一五八	関税法施行令第五条第一項の規定による確認の申請(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の四第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
一五九	関税法施行令第十一条の二の規定による届出
一六〇	関税法施行令第十六条の五の規定による関税の額についての税関の証明の申請
一六一	関税法施行令第二十五条第一項に規定する申請書の提出(輸入品

一四七	関税法第二十一条の二第四項の規定による点検の申請
一四八	関税法第二十一条の三第五項の規定による届出書の提出
一四九	関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)第三条第三項の規定による申請(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十七条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。)
一五〇	関税法施行令第三条の二第一項の規定による届出(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。)
一五一	関税法施行令第三条の三において読み替えて準用する同令第三条の二第一項の規定による届出(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の二第一項において読み替えて準用する第十八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。)
一五二	関税法施行令第三条の四において読み替えて準用する同令第三条の二第一項の規定による届出(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の二第二項において読み替えて準用する第十八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。)
一五三	関税法施行令第五条第一項の規定による確認の申請(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の四第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
一五四	関税法施行令第十一条の二の規定による届出
一五五	関税法施行令第十六条の五の規定による関税の額についての税関の証明の申請
一五六	関税法施行令第二十五条第一項に規定する申請書の提出(輸入品

一六二	関税法施行令第二十六条第一項の規定による届出（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十三条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一六三	関税法施行令第二十六条第三項の規定による届出
一六四	関税法施行令第二十六条第四項の規定による報告
一六五	関税法施行令第二十六条第五項の規定による届出（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十三条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一六六	関税法施行令第三十七条第一項の規定による届出（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十三条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一六七	関税法施行令第三十九条第三項に規定する届出書の提出
一六八	関税法施行令第四十一条において準用する同令第三十九条第三項に規定する届出書の提出
一六九	関税法施行令第四十七条の二の規定による承認の申請
一七〇	関税法施行令第四十九条において準用する同令第十一条第三項の規定による関税の軽減の申請
一七一	関税法施行令第四十九条において準用する同令第十一条の二の規定による届出
一七二	関税法施行令第五十条の二第一項の規定による報告書の提出
一七三	関税法施行令第五十三条の二第一項の規定による貨物製造報告書又は貨物製造証明書の提出
一七四	関税法施行令第五十三条の三第五項の規定による確認の申請
一七五	関税法施行令第五十三条の四第二項において読み替えて準用する同令第五十三条第一項の規定による承認の申請

一五七	関税法施行令第二十六条第一項の規定による届出（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十三条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一五八	関税法施行令第二十六条第三項の規定による届出
一五九	関税法施行令第二十六条第四項の規定による報告
一六〇	関税法施行令第二十六条第五項の規定による届出（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十三条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一六一	関税法施行令第三十七条第一項の規定による届出（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第十三条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一六二	関税法施行令第三十九条第三項に規定する届出書の提出
一六三	関税法施行令第四十一条において準用する同令第三十九条第三項に規定する届出書の提出
一六四	関税法施行令第四十七条の二の規定による承認の申請
一六五	関税法施行令第四十九条において準用する同令第十一条第三項の規定による関税の軽減の申請
一六六	関税法施行令第四十九条において準用する同令第十一条の二の規定による届出
一六七	関税法施行令第五十条の二第一項の規定による報告書の提出
一六八	関税法施行令第五十三条の二第一項の規定による貨物製造報告書又は貨物製造証明書の提出
一六九	関税法施行令第五十三条の三第五項の規定による確認の申請
一七〇	関税法施行令第五十三条の四第二項において読み替えて準用する同令第五十三条第一項の規定による承認の申請

一七六	関税法施行令第五十四条の二第一項及び第三項に規定する税関長の確認の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第二十条の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一七七	関税法施行令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出
一七八	関税法施行令第五十四条の十において読み替えて準用する同令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出
一七九	関税法施行令第五十四条の十一において読み替えて準用する同令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出
一八〇	関税法施行令第五十四条の十三第一項の規定による書面の提出（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第二十六条の四の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一八一	関税法施行令第五十四条の十七において準用する同令第五十四条の十三第一項の規定による書面の提出（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第二十六条の八において準用する同令第二十六条の四の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一八二	関税法施行令第五十六条第一項及び第二項に規定する届出
一八三	関税法施行令第五十六条の三において読み替えて準用する同令第五十六条第一項及び第二項に規定する届出
一八四	関税法施行令第五十六条の四において読み替えて準用する同令第五十六条第一項及び第二項に規定する届出
一八五	関税法施行令第六十条の規定による報告
一八六	関税法施行令第六十一条において準用する同令第十一条の二の規定による届出
一八七	関税法施行令第六十一条の三第一項の規定による証拠を提出する旨を記載した書面の提出
一八八	関税法施行令第六十一条の七第四項の規定による確認の申請書の

一七一	関税法施行令第五十四条の二第一項及び第三項に規定する税関長の確認の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第二十条の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一七二	関税法施行令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出
一七三	関税法施行令第五十四条の十において読み替えて準用する同令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出
一七四	関税法施行令第五十四条の十一において読み替えて準用する同令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出
一七五	関税法施行令第五十四条の十三第一項の規定による書面の提出（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第二十六条の四の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一七六	関税法施行令第五十四条の十七において準用する同令第五十四条の十三第一項の規定による書面の提出（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第二十六条の八において準用する同令第二十六条の四の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一七七	関税法施行令第五十六条第一項及び第二項に規定する届出
一七八	関税法施行令第五十六条の三において読み替えて準用する同令第五十六条第一項及び第二項に規定する届出
一七九	関税法施行令第五十六条の四において読み替えて準用する同令第五十六条第一項及び第二項に規定する届出
一八〇	関税法施行令第六十条の規定による報告
一八一	関税法施行令第六十一条において準用する同令第十一条の二の規定による届出
一八二	関税法施行令第六十一条の三第一項の規定による証拠を提出する旨を記載した書面の提出
一八三	関税法施行令第六十一条の七第四項の規定による確認の申請書の

	提出
一八九	関税法施行令第六十一条の八第一項の規定による申立書の提出
一九	関税法施行令第六十一条の九第一項の規定により承認を受けたい旨を記載した書面の提出
一九一	関税法施行令第六十一条の九第二項の規定により承認を受けたい旨等を記載した書面の提出
一九二	関税法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）第二条の三の規定による承認の申請
一九三	関税法施行規則第四条の規定による承認の申請
一九四	関税法施行規則第六条の二の規定による承認の申請
一九五	関税法暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第六条第一項の規定による承認の申請
一九六	関税法暫定措置法第六条第一項の規定による還付の申請
一九七	関税法暫定措置法第六条第二項の規定による届出
一九八	関税法暫定措置法第七条第一項の規定による承認の申請
一九九	関税法暫定措置法第七条第一項の規定による還付の申請
二〇〇	関税法暫定措置法第七条第二項の規定による書類の提出
二〇一	関税法暫定措置法第八条第一項の規定による期間延長の承認の申請
二〇二	関税法暫定措置法第九条ただし書の規定による承認の申請
二〇三	関税法暫定措置法第十条の規定による関税の軽減の申請
二〇四	関税法暫定措置法第十条の四第一項の規定による承認の申請
二〇五	関税法暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三条第二項の規定による承認の申請
二〇六	関税法暫定措置法施行令第十条の規定による報告
二〇七	関税法暫定措置法施行令第二十条第二項の規定による届出
二〇八	関税法暫定措置法施行令第二十三条第二項において準用する同令第二十条第二項の規定による届出

	提出
一八四	関税法施行令第六十一条の八第一項の規定による申立書の提出
一八五	関税法施行令第六十一条の九第一項の規定により承認を受けたい旨を記載した書面の提出
一八六	関税法施行令第六十一条の九第二項の規定により承認を受けたい旨等を記載した書面の提出
一八七	関税法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）第二条の三の規定による承認の申請
一八八	関税法施行規則第四条の規定による承認の申請
一八九	関税法施行規則第六条の二の規定による承認の申請
一九〇	関税法暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第六条第一項の規定による承認の申請
一九一	関税法暫定措置法第六条第一項の規定による還付の申請
一九二	関税法暫定措置法第六条第二項の規定による届出
一九三	関税法暫定措置法第七条第一項の規定による承認の申請
一九四	関税法暫定措置法第七条第一項の規定による還付の申請
一九五	関税法暫定措置法第七条第二項の規定による書類の提出
一九六	関税法暫定措置法第八条第一項の規定による期間延長の承認の申請
一九七	関税法暫定措置法第九条ただし書の規定による承認の申請
一九八	関税法暫定措置法第十条の規定による関税の軽減の申請
一九九	関税法暫定措置法第十条の四第一項の規定による承認の申請
二〇〇	関税法暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三条第二項の規定による承認の申請
二〇一	関税法暫定措置法施行令第十条の規定による報告
二〇二	関税法暫定措置法施行令第二十条第二項の規定による届出
二〇三	関税法暫定措置法施行令第二十三条第二項において準用する同令第二十条第二項の規定による届出

二九	関税暫定措置法施行令第四十六条第一項の規定による同項各号に掲げる事項を記載した申請書の提出
二二	関税暫定措置法施行令第五十二条ただし書の規定による承認の申請
二二一	関税暫定措置法施行令第五十三条の規定による承認の申請
二二二	関税暫定措置法施行令第六十三条第六項、第八項、第十一項、第十三項及び第十五項の規定による報告
二二三	関税暫定措置法施行令第六十六条第一項及び第二項の規定による届出
二二四	関税暫定措置法施行令第六十七条の三第二項の規定による届出
二二五	関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）第二条の規定による確認の申請
二二六	関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百五十三号）第三条第一項の規定による提出の猶予の申請
二二七	とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第四条第二項の規定による承認の申請
二二八	とん税法第九条第一項の規定による承認の申請
二二九	とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請
二二一	とん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出
二二二	とん税法施行令第四条の規定による証明
二二三	特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第四条第二項の規定による承認の申請
二二三	特別とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十九号）第三条第二項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請
二三四	特別とん税法施行令第三条第二項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の五第一項の規定

二四	関税暫定措置法施行令第四十六条第一項の規定による同項各号に掲げる事項を記載した申請書の提出
二五	関税暫定措置法施行令第五十二条ただし書の規定による承認の申請
二六	関税暫定措置法施行令第五十三条の規定による承認の申請
二七	関税暫定措置法施行令第六十三条第六項、第八項、第十一項、第十三項及び第十五項の規定による報告
二八	関税暫定措置法施行令第六十六条第一項及び第二項の規定による届出
二九	関税暫定措置法施行令第六十七条の三第二項の規定による届出
二一	関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）第二条の規定による確認の申請
二二	関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百五十三号）第三条第一項の規定による提出の猶予の申請
二三	とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第四条第二項の規定による承認の申請
二四	とん税法第九条第一項の規定による承認の申請
二五	とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請
二六	とん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出
二七	とん税法施行令第四条の規定による証明
二八	特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第四条第二項の規定による承認の申請
二八	特別とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十九号）第三条第二項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請
二九	特別とん税法施行令第三条第二項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の五第一項の規定

よる書面の提出	
二二五	通関業法第三条の規定による許可の申請
二二六	通関業法第八条の規定による許可の申請
二二七	通関業法第十二条の規定による届出
二二八	通関業法第二十二条の規定による届出又は報告
二二九	通関業法第二十四条の規定による免除の申請書の提出
二三〇	通関業法第三十一条の規定による届出
三三一	通関業法第三十六条の規定による届出
三三二	通関業法第三十一条の規定による届出
三三三	通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）第四条第一項の規定による承認の申請
三三四	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第一項に規定する入港届及び積荷目録、同条第二項に規定する入港届並びに同法第十七条に規定する出港届の提出
三三五	地位協定特例法第八条ただし書の規定による承認の申請
三三六	地位協定特例法第十条第一項の規定による承認の申請
三三七	地位協定特例法第十一条第一項の規定による申告
三三八	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号。以下「地位協定特例法施行令」という。）第七条第一項後段の規定による変更の申請
三三九	地位協定特例法施行令第八条第一項の規定による申告
三三九	地位協定特例法施行令第九条の規定による届出

よる書面の提出	
二二一	通関業法第三条の規定による許可の申請
二二二	通関業法第八条の規定による許可の申請
二二三	通関業法第十二条の規定による届出
二二四	通関業法第二十二条の規定による届出又は報告
二二五	通関業法第二十四条の規定による免除の申請書の提出
二二六	通関業法第三十一条の規定による届出
二二七	通関業法第三十六条の規定による届出
二二八	通関業法第三十一条の規定による届出
二二九	通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）第四条第一項の規定による承認の申請
三三〇	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第一項に規定する入港届及び積荷目録、同条第二項に規定する入港届並びに同法第十七条に規定する出港届の提出
三三一	地位協定特例法第八条ただし書の規定による承認の申請
三三二	地位協定特例法第十条第一項の規定による承認の申請
三三三	地位協定特例法第十一条第一項の規定による申告
三三四	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号。以下「地位協定特例法施行令」という。）第七条第一項後段の規定による変更の申請
三三五	地位協定特例法施行令第八条第一項の規定による申告
三三六	地位協定特例法施行令第九条の規定による届出

二四〇	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号。以下、「相互防衛援助協定特例法」という。）第二条第一項の規定による承認の申請（税関長に対するものに限る。）
二四一	相互防衛援助協定特例法第三条第一項の規定による承認の申請
二四二	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百三三号。以下、「相互防衛援助協定特例法施行令」という。）第三条第二項の規定による証明書の交付のための滅失の申告（税関長に対するものに限る。）
二四三	相互防衛援助協定特例法施行令第四条第一項後段の規定による変更の申請
二四四	相互防衛援助協定特例法施行令第五条第一項の規定による届出
二四五	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号。以下、「国連軍協定特例法」という。）第四条において準用する地位協定特例法第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第一項に規定する入港届及び積荷目録、同条第二項に規定する入港届並びに同法第十七条に規定する出港届の提出
二四六	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十三条第四項において準用する関税法第二十條の二第二項の規定による届出又は用途外使用の承認の申請
二四七	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十三条第四項において準用する関税法第二十條の二第三項において準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請
二四八	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭

二三四	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号。以下、「相互防衛援助協定特例法」という。）第二条第一項の規定による承認の申請（税関長に対するものに限る。）
二三五	相互防衛援助協定特例法第三条第一項の規定による承認の申請
二三六	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百三三号。以下、「相互防衛援助協定特例法施行令」という。）第三条第二項の規定による証明書の交付のための滅失の申告（税関長に対するものに限る。）
二三七	相互防衛援助協定特例法施行令第四条第一項後段の規定による変更の申請
二三八	相互防衛援助協定特例法施行令第五条第一項の規定による届出
二三九	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号。以下、「国連軍協定特例法」という。）第四条において準用する地位協定特例法第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第一項に規定する入港届及び積荷目録、同条第二項に規定する入港届並びに同法第十七条に規定する出港届の提出
二四〇	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十三条第四項において準用する関税法第二十條の二第二項の規定による届出又は用途外使用の承認の申請
二四一	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十三条第四項において準用する関税法第二十條の二第三項において準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請
二四二	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭

	和四十七年政令第五百一十一号（第一百七十七条第三項の規定による変更の届出）
二四九	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一号。以下「自家用自動車特例法」という。）（第五条第二項の規定による承認の申請
二五	自家用自動車特例法第七条第一項の規定による認可の申請
二五一	自家用自動車特例法第七条第五項の規定による届出
二五二	自家用自動車特例法第七条第七項の規定による届出
二五三	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和三十九年政令第八十二号。以下「自家用自動車特例法施行令」という。）（第四条第一項の規定による書類の提出
二五四	自家用自動車特例法施行令第五条第一項の規定による承認の申請
二五五	自家用自動車特例法施行令第五条第三項の規定による届出
二五六	自家用自動車特例法施行令第六条第一項の規定による書類の提出
二五七	自家用自動車特例法施行令第六条第二項に規定する輸入税の軽減の申請
二五八	自家用自動車特例法施行令第八条の規定による書類の提出
二五九	自家用自動車特例法施行令第九条の規定による書類の提出
二六	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号。以下「コンテナー特例法」という。）（第四条の規定による期間延長又は用途外使用の承認の申請
二六一	コンテナー特例法第五条第二項において準用する関稅定率法第十三条第七項ただし書の規定による亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関稅の軽減の申請

	和四十七年政令第五百一十一号（第一百七十七条第三項の規定による変更の届出）
二四三	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一号。以下「自家用自動車特例法」という。）（第五条第二項の規定による承認の申請
二四四	自家用自動車特例法第七条第一項の規定による認可の申請
二四五	自家用自動車特例法第七条第五項の規定による届出
二四六	自家用自動車特例法第七条第七項の規定による届出
二四七	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和三十九年政令第八十二号。以下「自家用自動車特例法施行令」という。）（第四条第一項の規定による書類の提出
二四八	自家用自動車特例法施行令第五条第一項の規定による承認の申請
二四九	自家用自動車特例法施行令第五条第三項の規定による届出
二五	自家用自動車特例法施行令第六条第一項の規定による書類の提出
二五一	自家用自動車特例法施行令第六条第二項に規定する輸入税の軽減の申請
二五二	自家用自動車特例法施行令第八条の規定による書類の提出
二五三	自家用自動車特例法施行令第九条の規定による書類の提出
二五四	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号。以下「コンテナー特例法」という。）（第四条の規定による期間延長又は用途外使用の承認の申請
二五五	コンテナー特例法第五条第二項において準用する関稅定率法第十三条第七項ただし書の規定による亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関稅の軽減の申請

二六二	コンテナー特例法第八条第三項の規定による届出
二六三	コンテナー特例法第十一条第一項の規定による認可の申請
二六四	コンテナー特例法第十一条第五項の規定による届出
二六五	コンテナー特例法第十一条第七項の規定による届出
二六六	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号。以下「コンテナー特例法施行令」という。）第四条の規定による届出
二六七	コンテナー特例法施行令第十一条の規定による書面の提出
二六八	コンテナー特例法施行令第十二条第一項の規定による確認の申請
二六九	コンテナー特例法施行令第十二条第四項の規定による証紙のはり付けに係る報告
二七〇	コンテナー特例法施行令第十九条第三項の規定による報告
二七一	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号。以下「ATA条約特例法」という。）第四条ただし書の規定による期間延長の承認の申請
二七二	ATA条約特例法第五条第一項の規定による認可の申請
二七三	ATA条約特例法第五条第五項の規定による届出
二七四	ATA条約特例法第五条第七項の規定による届出
二七五	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百十七号）第五条の規定による届出
二七六	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第六条第一項の規定に基づき輸入申告に併せて行われる次に掲げる規定による申告

二五六	コンテナー特例法第八条第三項の規定による届出
二五七	コンテナー特例法第十一条第一項の規定による認可の申請
二五八	コンテナー特例法第十一条第五項の規定による届出
二五九	コンテナー特例法第十一条第七項の規定による届出
二六〇	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号。以下「コンテナー特例法施行令」という。）第四条の規定による届出
二六一	コンテナー特例法施行令第十一条の規定による書面の提出
二六二	コンテナー特例法施行令第十二条第一項の規定による確認の申請
二六三	コンテナー特例法施行令第十二条第四項の規定による証紙のはり付けに係る報告
二六四	コンテナー特例法施行令第十九条第三項の規定による報告
二六五	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号。以下「ATA条約特例法」という。）第四条ただし書の規定による期間延長の承認の申請
二六六	ATA条約特例法第五条第一項の規定による認可の申請
二六七	ATA条約特例法第五条第五項の規定による届出
二六八	ATA条約特例法第五条第七項の規定による届出
二六九	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百十七号）第五条の規定による届出
二七〇	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第六条第一項又は第二項の規定に基づき輸入申告又は特例申告に併せて行われる次に掲げる規定による申告

二七九	イ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第四十七条 ロ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の三 ハ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十八条 ニ 揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十一条及び地方道路税法（昭和三十年法律第四号）第七条第一項 ホ 石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）第十七条 ヘ 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十四条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条の規定による更正の請求（税関長に対するものに限る。）
二七八	国税通則法第五十一条第二項の規定による承認の申請（税関長に対するものに限る。）
二七九	国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第十八条第一項の規定による書面の提出（税関長に対するものに限る。）
二八	国税通則法施行令第二十三条第二項の規定による書面の提出（過誤納金に係るものに限る。）
二八一	消費税法第五十一条第一項の規定による申請書の提出
二八二	消費税法第五十一条第二項の規定による申請書の提出
二八三	酒税法第三十条の六第二項の規定による申請書の提出
二八四	酒税法第三十条の六第三項の規定による申請書の提出
二八五	たばこ税法第二十二條第二項の規定による申請書の提出
二八六	たばこ税法第二十二條第三項の規定による申請書の提出
二八七	揮発油税法第十三条第二項の規定による申請書の提出
二八八	石油ガス税法第二十条第二項の規定による申請書の提出
二八九	石油石炭税法第十八条第二項の規定による申請書の提出
二九	石油石炭税法第十八条第四項の規定による申請書の提出
二九一	たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十一条第二項の規定による申請書の提出

二七一	イ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第四十七条 ロ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の三 ハ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十八条 ニ 揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十一条及び地方道路税法（昭和三十年法律第四号）第七条第一項 ホ 石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）第十七条 ヘ 石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十四条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条の規定による更正の請求（税関長に対するものに限る。）
二七二	国税通則法第五十一条第二項の規定による承認の申請（税関長に対するものに限る。）
二七三	国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第十八条第一項の規定による書面の提出（税関長に対するものに限る。）
二七四	国税通則法施行令第二十三条第二項の規定による書面の提出（過誤納金に係るものに限る。）

二九二	たばこ事業法第十四条第三項の規定による届出
二九三	たばこ事業法第十五条の規定による届出
二九四	たばこ事業法第十六条第一項の規定による届出
二九五	塩事業法（平成八年法律第三十九号）第三条第四項の規定による報告 （塩特定販売業者に係るものに限る。）
二九六	塩事業法第十六条第二項の規定による申請書の提出
二九七	塩事業法第十七条において準用する同法第八条第三項の規定による届出
二九八	塩事業法第十七条において準用する同法第九条の規定による届出
二九九	塩事業法第十七条において準用する同法第十二条第一項の規定による届出
三〇〇	塩事業法第十八条第一項の規定による届出
三〇一	塩事業法第十八条第二項の規定による届出
三〇二	塩事業法第十八条第三項の規定による届出
三〇三	塩事業法第三十条第一項の規定による報告（塩特定販売業者及び特殊用塩特定販売業者に係るものに限る。）
三〇四	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令（平成十五年財務省令第十号）第三条の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三〇五	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第四条第一項の規定による財産目録等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三〇六	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第四条第二項の規定による名簿の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三〇七	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第五条の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る）

三八	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第六条の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三九	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第七条の規定による事業計画書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三一	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第八条の規定による変更後の事業計画書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三一	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第九条の規定による事業報告書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第十条の規定による認可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第十三条第一項の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三四	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第十三条第二項の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三五	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第十四条の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三六	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第十五条の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）

三二七	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成五年大蔵省令第三十六号）第一条の三の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二八	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第二条の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三一九	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第三条第一項の規定による事業計画書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二一	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第三条第二項の規定による変更後の事業計画書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二二	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第四条の規定による事業概要報告書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二三	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第六条の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二三	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第七条の規定による申立書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二四	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第八条の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二五	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第九条の規定による申請書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）

三三六	任されたものに限る。) 財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十条第一項の規定による届出(主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。)
三三七	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十条第二項において準用する同条第一項の規定による届出(主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。)
三三八	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十一条の規定による申請書等の提出(主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。)
三三九	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十二条の規定による申請書等の提出(主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。)
三三三	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十三条の規定による届出(主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。)
三三二	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十六条の規定による信託終了報告書等の提出(主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。)

--	--